

預金口座振替依頼書<JCBローン用>  
自動払込利用申込書(収(加))<JCBローン用>

特定非営利活動法人 富士山クラブ 御中

顧客番号	1	6	9	1										
収納企業	株式会社ジェーシービー				受託先および料金などの種類									
ご契約者	ご住所	〒												
	フリガナ													
	お名前													

私は上記の料金等を預金口座振替の方法により株式会社ジェーシービーを通じて支払うこととしましたので、下記記載の預金口座振替規定を確約のうえ下記口座からの振替を依頼します。

◎民間金融機関または郵便局のどちらか一つをご指定ください。(お申し込みご本人の口座をご指定ください。)

民間金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合				支店		
		労働金庫・農協・漁協				出張所		
指定口座	1. 普通 2. 当座	口座番号(右詰めでご記入ください。)				コード	銀行番号	店番号

金融機関への届け出印
拾印
(郵便局は除く)

※左記載事項のみ有効

郵便局	種目コード	契約種別コード	通帳記号				通帳番号(右詰めでご記入ください。)						
	1	6	6	3	0	1			0	の			
払込先口座番号		00100-6-403833				払込先加入者名		株式会社ジェーシービー					

フリガナ					金融機関への届け出印
口座名義					印

民間金融機関	振替日	毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)
郵便局	払込日	毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

預金口座振替規定(郵便局は除く)

- 株式会社ジェーシービー(以下JCBという)から貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、毎月所定日(当日が金融機関休業日の場合には翌営業日)に請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書をJCBに返戻してもさしつかえありません。また、振替日以降任意の日に、貴店がJCBから請求のあった金額(振替日請求額の全額または一部)を引落しのうえ支払ってもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴店に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたりJCBから請求がない等相当の事由があるときは、とくに申しない限り、貴店はこの契約が終了したものと見て取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替について十分に紛議が生じても、一切私とJCBとの間で解決し、貴店には迷惑をかけません。

金融機関の方へ…この依頼書に不備がある場合は該当理由に○印をつけて下記宛て返送ください。

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 印鑑相違   | 4. 名義人相違  | 7. 支店名相違  |
| 2. 預金種目相違 | 5. 口座番号相違 | 8. その他( ) |
| 3. 印鑑不鮮明  | 6. 預金取引なし |           |

<不備の場合のご返送先>

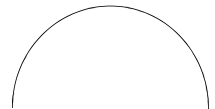
〒680-8790 鳥取市若葉台北6-1-1

株式会社ジェーシービー 会員サービス部

電話番号 0422-40-8170(直通) 9:00AM~5:00PM 土・日・祝・年末年始休

金融機関使用欄		
検印	印鑑照合	係印

受付局日附印



富士山クラブ年会費 一円¥3,000 について

(H21.1月以降入会の方は、初回納入月(=入会月)から1年分)

★ 引落は、年1回 毎年5月10日引落 (H21.1月以降入会の方は、右表参照)

但し、口座残高不足等による振替不能の場合は、引落日を再設定

入会2年目より適用

入会月	引落日
12月1月	1月10日
2月3月	3月10日
4月5月	5月10日
6月7月	7月10日
8月9月	9月10日
10月11月	11月10日